

自 動 貸 金 庫 規 定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

2. (格納品の範囲)

- (1) 自動貸金庫(以下「貸金庫」という)には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株式その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

3. (利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

4. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

5. (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、別に定める料金を契約時に選択した下記①、②のいずれかの方法により支払ってください。
 - ① 「年間一括払」方式(毎月4月15日に1年分を前払い)
 - ② 「当月払(月払)」方式(毎月15日に当月分を支払い)

なお、当初契約期間の使用料は、「年間一括払」方式の場合、契約時に契約日の属する月の翌月から最初に到来する3月までを月割計算により、「当月払

(月払)」方式の場合、契約日の属する月の翌月から、お支払いください。

- (2) 支払いは原則として預金口座振替払い方式によるものとし、借主が別途指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。
- (3) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (4) 「年間一括払」方式の場合で、契約期間中に解約があったときは、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。また、「当月払(月払)」方式の場合で、契約期間中に解約があったときは、解約日の属する月まで使用料をお支払いください。

6. (鍵の保管)

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。
- (2) 借主および借主があらかじめ届出た代理人に自動貸金庫ご利用カード(以下「ご利用カード」という)を発行いたしますので、借主および代理人が保管してください。

7. (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または代理人が行ってください
- (2) 貸金庫室への入室にあたっては専用入口に備え付けの操作機にご利用カードを挿入して、入室してください。
- (3) 開庫にあたっては、貸金庫室に備え付けの操作機にご利用カードを挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作のうえ正鍵により開庫して行ってください。
- (4) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

8. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
ご利用カード、正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、

補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出てください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章、ご利用カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵およびご利用カードを失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用またはご利用カードの発行費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

11. (暗証照合等)

操作機により、ご利用カードを確認し、操作機ご利用の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、開庫その他の取扱をしました場合は、ご利用カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

12. (印鑑照合等)

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて届出の受付その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

13. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障、停電等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

14. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、ご利用カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうへ

貸金庫を直ちに明渡してください。なお、ご利用カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第10条に準じて取扱います。

- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうへ貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- ⑦ 本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- ⑩ 貸金庫の利用を継続することが相当でないと当行が認める事由が生じたとき

- (3) 前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうへ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準じる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる

自動貸金庫規定

関係を有すること

- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他 A から D に準ずる行為

- (4) 第1項から第3項による明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条第4項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第5条第2項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項による明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうち、格納品を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

15. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

16. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処理をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

17. (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

18. (保証人)

保証人は、この契約から生じるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

19. (規定の変更)

- (1) この規定の各事項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上